

# 八千代市パートナーシップ・ ファミリーシップ届出制度 ガイドブック



令和7年4月

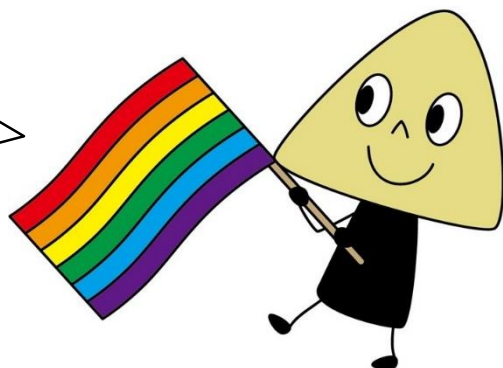
八千代市

# 八千代市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度とは

お互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを約束したお二人が、パートナーシップの関係にあることを、市に届け出る制度です。同性・異性(同性カップル・事実婚等)は問いません。また、お二人にお子さんがある場合、あわせてファミリーシップの届出もできます。

この制度は、婚姻制度とは異なり、相続や税の控除などの法令上の効力が生じるものではありませんが、誰もが大切なパートナーや家族と一緒に自分らしく暮らしていけるよう、市が応援するものです。

市が二人の関係を証明することで、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくしようとする制度だよ



▲男女共同参画センターオリジナルキャラクター「ナイスさんかく」

## ● パートナーシップ

互いを人生のパートナーとし、日常生活において対等な立場で経済面、生活面及び精神面で互いに責任を持って協力し合うことを約束した二人の関係をいいます。

## ● ファミリーシップ

パートナーシップにある二人の、その双方または一方の未成年の子を家族として生活する関係をいいます。

# 目次

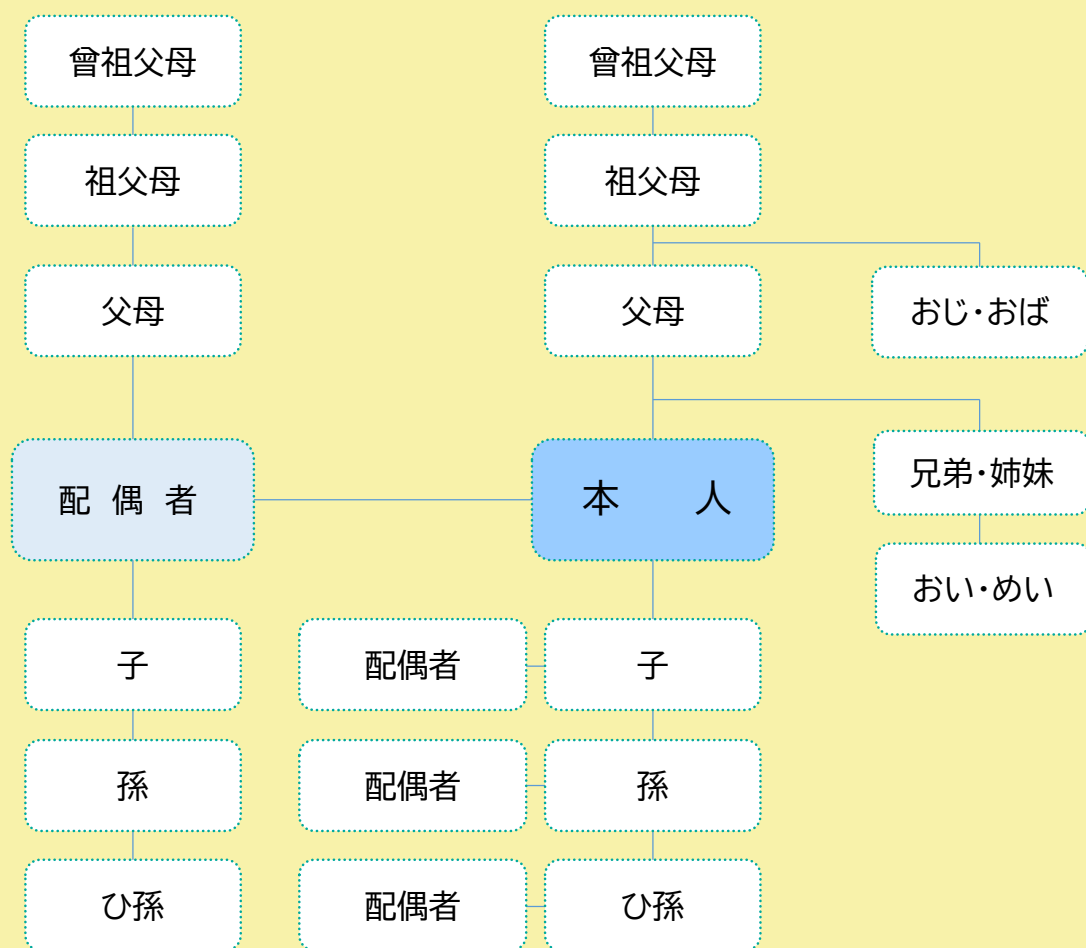
|                             |       |    |
|-----------------------------|-------|----|
| 八千代市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度とは | ..... | 1  |
| この制度を利用できる人                 | ..... | 3  |
| 交付までの流れ                     | ..... | 4  |
| 届出に必要なもの                    | ..... | 5  |
| 本人確認に必要な証明の例                | ..... | 6  |
| 交付書類                        | ..... | 7  |
| 証明書等の再交付                    | ..... | 8  |
| 届出内容の変更                     | ..... | 9  |
| ファミリーシップの証明書・証明カードから氏名を削除する | ..... | 10 |
| 証明書・証明カードの返還                | ..... | 11 |
| 届出の無効                       | ..... | 12 |
| 協定や連携をしている自治体間で転入・転居するとき    | ..... | 13 |
| Q&A                         | ..... | 15 |

# この制度を利用できる人

届出をする人は、次の要件をすべて満たす必要があります。

- ☐ 成年であること
- ☐ お二人または一方が八千代市民、または八千代市へ転入予定であること
- ☐ 婚姻していないこと
- ☐ 他の人とパートナーシップの関係ではないこと(事実婚含む)
- ☐ 民法で規定する婚姻できない続柄(近親者等)ではないこと
- ☐ ファミリーシップの届出をする場合、お二人または一方に未成年の子がいること

## 【制度を利用することができない続柄(近親者等)】



# 交付までの流れ

1

## 届出日の予約 月～金曜日の午前9時～午後5時(祝日・年末年始除く)

届出を希望する日の原則7日前までに(土曜・日曜・祝日及び年末年始を除く), 電話またはメールで, 男女共同参画センターへ連絡してください。

- 電話 047(485)7088
- メール danjo@city.yachiyo.chiba.jp

件名に「パートナーシップ制度の届出予約」, 本文に希望日時(第3希望まで記載), 届出をするお二人の住所・氏名, 連絡が取れる電話番号を記入してください。

2

## 届出書の提出

予約した日時に, 必要書類を持って, 届出者お二人で男女共同参画センターへお越しください。届出時に本人確認を行い, 必要書類と届出要件を満たしているかなどの確認を行います。

※ 代理人による申請はできません

3

## 証明書・証明カードの交付

### ● お二人または一方が八千代市民の場合

パートナーシップ届出受理証明書(以下, 証明書という)・パートナーシップ届出受理証明カード(以下, 証明カードという)を後日交付します。届出の際に交付日を調整します。

※ 1週間程度, お時間をいただきます。郵送ご希望の場合はレターパックや角2封筒(切手貼付)等をお持ちください

### ● 八千代市に転入を予定している場合

届出の際には, 転入確認受付票をお渡ししますので, 転入した日から14日以内に転入した人の住民票を提出してください。転入を確認した後, 証明書等を交付します。

# 届出に必要なもの

## 【届出時】

| ✓                        | 必要な書類                                                                         | 備 考                                                                                                               |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | パートナーシップ・ファミリーシップ届出書(第1号様式)                                                   | 市ホームページからダウンロードできます。男女共同参画センターの窓口でも配布しています<br>※ 6ページにURLを記載しています                                                  |
| <input type="checkbox"/> | 住民票の写し                                                                        | ● 届出に記載する全員分<br>● 届出日前の3か月以内に発行されたものに限りです                                                                         |
| <input type="checkbox"/> | 独身であることを証明する書類                                                                | ● 戸籍全部事項証明書, 戸籍個人事項証明書等<br>● 届出日前の3か月以内に発行されたものに限りです<br>※ 外国籍の人は, 婚姻要件具備証明書等の配偶者がいないことを確認できる書面に日本語翻訳文を添えて提出してください |
| <input type="checkbox"/> | 顔写真付きの本人確認書類                                                                  | 運転免許証, マイナンバーカード, パスポート等<br>※ 6ページに具体例を記載しています                                                                    |
| <input type="checkbox"/> | 【二人とも市内に住所がない場合】<br>転入予定であることを証明する書類                                          | 転入する人の転出証明書, 賃貸借契約書の写し等                                                                                           |
| <input type="checkbox"/> | 【通称名の使用を希望する場合】<br>(証明書や証明カードに通称名の記載を希望する場合)<br><br>日常生活で通称名を使用していることが確認できる書類 | 郵便物, 社員証, 名刺等                                                                                                     |
| <input type="checkbox"/> | 【ファミリーシップを届け出る場合】<br>子であることを証明する書類                                            | 続柄入りの住民票等<br>※ お子さんが15歳以上の場合はご本人の署名が必要です                                                                          |

## ● 転入確認受付票を交付された人 ※ 転入後14日以内に手続きが必要です

| ✓                        | 必要な書類        | 備 考                                            |
|--------------------------|--------------|------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 転入確認受付票      | 届出をした際に, 市がお渡ししたもの                             |
| <input type="checkbox"/> | 顔写真付きの本人確認書類 | 運転免許証, マイナンバーカード, パスポート等<br>※ 6ページに具体例を記載しています |
| <input type="checkbox"/> | 住民票の写し       | ● 届出に記載する全員分<br>● 転入後に発行されたものに限り               |

## 【交付日】

| ✓                        | 必要な書類        | 備 考                                            |
|--------------------------|--------------|------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 顔写真付きの本人確認書類 | 運転免許証, マイナンバーカード, パスポート等<br>※ 6ページに具体例を記載しています |

# 本人確認に必要な証明の例

「氏名及び住所」または「氏名及び生年月日」が確認できるものであることが前提です。

| 1枚の提示で足りるもの（例）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 2枚以上の提示が必要なもの（例）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>● 運転免許証</li><li>● 個人番号カード（マイナンバーカード・写真付き住民基本台帳カード）</li><li>● 旅券（パスポート）</li><li>● 国または地方公共団体の機関が発行した身分証明書</li><li>● 海技免状</li><li>● 小型船舶操縦免許証</li><li>● 電気工事士免状</li><li>● 宅地建設取引士証</li><li>● 教習資格認定証</li><li>● 船員手帳</li><li>● 戦傷病者手帳</li><li>● 身体障害者手帳</li><li>● 療育手帳</li><li>● 在留カードまたは特別永住者証明書</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>● 写真の貼付のない住民基本台帳カード</li><li>● 国民健康保険、健康保険、船員保険、または介護保険の被保険者証</li><li>● 共済組合員証</li><li>● 国民年金手帳</li><li>● 国民年金、厚生年金保険または船員保険の年金証書</li><li>● 共済年金または恩給の証書</li><li>● 戸籍謄本等の交付請求書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書</li></ul> <p>.....</p> <p>▽ 学生証、法人が発行した身分証明書等で写真付きのもの</p> <p>▽ 国または地方公共団体が発行した資格証明書のうち写真付きのもの（左記の書類を除く）</p> |

「▽」の書類のみが2枚以上あっても確認できませんのでご注意ください。

出典：法務省ウェブサイト「戸籍の窓口での『本人確認』が法律上のルールになりました」  
(<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji150.html>)

様式などは、市ホームページからダウンロードできます



◀ 市ホームページ「八千代市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」

<https://www.city.yachiyo.lg.jp/soshiki/3/61230.html>



# 交付書類

パートナーシップ・ファミリーシップの届出が受理された場合、証明書と証明カードを交付します。

## パートナーシップ届出受理証明書

パートナーシップの届出が受理されたことを証明するものです。パートナーのお二人にそれぞれ1部ずつお渡しします。

【見本・第2号様式】

(表)

八千代市パートナーシップ届出受理証明書

第 号  
年 月 日

氏名 年 月 日 生 氏名 年 月 日 生

八千代市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度実施要綱に基づき、  
パートナーシップの届出がなされ、これを受理したことを証明します。

年 月 日

八千代市長 ○ ○ ○ ○ 印

(裏)

留意事項

1. この証明書は、八千代市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度実施要綱の趣旨に基づいて取り扱ってください。なお、この証明書は、法的効力を有するものではありません。

2. 次のいずれかに該当する場合は、八千代市パートナーシップ届出受理証明書等返還届（第7号様式）とともに、この証明書及び八千代市パートナーシップ届出受理証明カード（以下「証明書等」という。）を返還してください。

(1) 双方又は一方がパートナーシップ又はファミリーシップを解消する旨の意思表示をしたとき。

(2) 届出者の一方が死亡したとき。

(3) 第3条各号（同条第1号を除く。）の要件に該当しなくなったとき。

3. 次の場合は、届出を無効とします。無効となった場合は、すでに交付されている証明書等については、速やかに市長に返還しなければなりません。

(1) 虚偽その他不正な方法により証明書等の交付（再交付を含む。）を受けたとき、又は不正に使用したとき。

(2) 届出の時点において第3条各号の規定に反していることが判明したとき。

4. 返還され、又は無効とした証明書等については、不正利用の防止等の観点等から、交付番号を公表することがあります。

【本届出によりファミリーシップとなる者の氏名】

氏名 年 月 日 生 氏名 年 月 日 生

氏名 年 月 日 生 氏名 年 月 日 生

【特記事項】 表面に通称名を記載した場合は、戸籍上の氏名を記載

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

## パートナーシップ届出受理証明カード

パートナーシップの届出が受理されたことを証明するカードです。パートナーのお二人にそれぞれ1部ずつお渡しします。

【見本・第3号様式】

(裏)

(表)

(中)

以下の部分を使用して、緊急時の医療提供に関する意思表示をすることが出来ます（記入は自由）。記入の際は、1か2のいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、医療の提供に際し、私の意思の確認が困難な場合、パートナーに代理人として情報の開示と医療行為・手術への同意、面会を許可し、医療機関へ、この意思の履行への協力・対応を求めます。

2. 私は、医療の提供に際し、私の意思の確認が困難な場合、パートナーに代理人として情報の開示と医療行為・手術への同意、面会を許可しません。

※1を選んだ方で、許可しない項目があれば、次にXをつけてください。  
（情報の開示・医療行為への同意・手術への同意・面会）

（自筆署名） \_\_\_\_\_

（署名年月日） \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

八千代市

八千代市パートナーシップ届出受理証明カード

第 号

八千代市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度実施要綱に基づき、パートナーシップの届出をされたことを証明します。

氏名 年 月 日 生 氏名 年 月 日 生

年 月 日

八千代市長 ○ ○ ○ ○ 印

この証明カードは、お住まいを人生のパートナーや家族として、協力し合うことを八千代市長に届け出たお二人に交付するものです。法的効力（婚姻、相続、税金の控除等）を有するものではありませんが、カードの提示を受けた場合は、本制度の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。また、カードを提示した方の任意で性的指向、本制度を利用していることについて、本人の同意なく、他者に口外することがないようお願いいたします。

【戸籍上の氏名】 ※通称名を使用した場合に記入  
(本人) \_\_\_\_\_ (パートナー) \_\_\_\_\_  
氏名 氏名

【ファミリーシップとなる者の氏名】 \_\_\_\_\_



# 証明書等の再交付

証明書や証明カードを紛失・破損した場合、再交付の申請をすることができます。

1

## 申請日の予約 月～金曜日の午前9時～午後5時(祝日・年末年始除く)

届出を希望する日の原則7日前までに(土曜・日曜・祝日及び年末年始を除く)、電話またはメールで、男女共同参画センターへ連絡してください。

- 電話 047(485)7088
- メール danjo@city.yachiyo.chiba.jp  
件名に「パートナーシップ証明書・証明カードの再交付」、本文に希望日時(第3希望まで記載)・申請をする人の住所・氏名、連絡が取れる電話番号を記入してください。

2

## 再交付の申請

予約した日時に、必要書類を持って、男女共同参画センターへお越しください。  
※ 代理人による申請はできません

3

## 証明書・証明カードの再交付

必要書類を確認し、証明書・証明カードを後日、再交付します。  
届出の際に、受取方法などを調整します。郵送ご希望の場合はレターパックや角2封筒(切手貼付)等をお持ちください。

### 【必要書類】

| ✓                        | 必要な書類                         | 備 考                                         |
|--------------------------|-------------------------------|---------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | パートナーシップ届出受理証明書等再交付申請書(第4号様式) | 市ホームページからダウンロードできます。男女共同参画センターの窓口でも配布しています  |
| <input type="checkbox"/> | 破損した証明書(第2号様式)・証明カード(第3号様式)   | 発行済みのもの。新しく交付するものと交換します                     |
| <input type="checkbox"/> | 顔写真付きの本人確認書類                  | 運転免許証, 個人番号カード, パスポート等<br>※ 詳細は6ページをご確認ください |

# 届出内容の変更

次の場合、届出内容の変更を行います。また、必要に応じて証明書や証明カードを再発行します。

- ① 届出を行った住所に変更があったとき
- ② 氏名や通称名が変わったとき
- ③ その他届出内容に変更があったとき

1

## 届出日の予約

再交付(8ページ)の届出と同じです。

2

## 変更の届出

予約した日時に、必要書類を持って、男女共同参画センターへお越しください。  
お一人での手続きも可能です。

※ 代理人による申請はできません

3

## 証明書・証明カードの交付

必要書類を確認し、証明書・証明カードを後日、再交付します。

申請の際に、受取方法などを調整します。郵送ご希望の場合はレターパックや角2封筒(切手貼付)等をお持ちください。

## 【必要書類】

| ✓                        | 必要な書類                                  | 備 考                                         |
|--------------------------|----------------------------------------|---------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | パートナーシップ・ファミリーシップ<br>届出書記載事項変更届(第5号様式) | 市ホームページからダウンロードできます。男女共同参画センターの窓口でも配布しています  |
| <input type="checkbox"/> | 変更した事実が分かる書類                           | 住民票の写し(変更の届出日前3か月以内に発行されたものに限る)等            |
| <input type="checkbox"/> | 証明書(第2号様式)・証明カード(第3号様式)                | 発行済のもの各2部。新しく交付するものと交換します                   |
| <input type="checkbox"/> | 顔写真付きの本人確認書類                           | 運転免許証, 個人番号カード, パスポート等<br>※ 詳細は6ページをご確認ください |

# ファミリーシップの 証明書・証明カードから氏名を削除する

ファミリーシップとして証明書や証明カードに氏名が記載されている人で、証明書等から、ご自身の氏名を削除したい場合は、申し立てにより削除することができます。記載されている、満15歳以上の人が対象です。

1

## 申し立て日の予約

再交付(8ページ)の届出と同じです。

2

## 申し立て

予約した日時に、必要書類を持って、男女共同参画センターへお越しください。申立人お一人での手続きも可能です。申し立てがあったことを届出者に通知します。

※ 代理人による申請はできません

3

## 証明書・証明カードの交付

申し立ての際に受取方法などを調整します。

### 【必要書類】

| ✓                        | 必要な書類                    | 備 考                                         |
|--------------------------|--------------------------|---------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | ファミリーシップ届出に関する申立書(第6号様式) | 市ホームページからダウンロードできます。男女共同参画センターの窓口でも配布しています  |
| <input type="checkbox"/> | 顔写真付きの本人確認書類             | 運転免許証, 個人番号カード, パスポート等<br>※ 詳細は6ページをご確認ください |

# 証明書・証明カードの返還

次の場合、証明書や証明カードを返還してください。

- ① パートナーシップの関係を解消したとき
- ② 届出した人のどちらかが亡くなったとき
- ③ 市が規定する対象者の要件を満たさなくなったとき

なお、②の場合、証明書等の返還が必要ですが、ファミリーシップの届出を行っている場合には、届出書に記載されている人の同意により、ファミリーシップを継続することができます。

1

## 届出日の予約

再交付(8ページ)の届出と同じです。

2

## 返還

予約した日時に、必要書類を持って、男女共同参画センターへお越しください。  
お一人での手続きも可能です。

※ 代理人による申請はできません

## 【必要書類】

| ✓                        | 必要な書類                          | 備 考                                        |
|--------------------------|--------------------------------|--------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | パートナーシップ届出受理証明書等<br>返還届(第7号様式) | 市ホームページからダウンロードできます。男女共同参画センターの窓口でも配布しています |
| <input type="checkbox"/> | 住民票の写し及び戸籍全部事項証明書              | 返還の届出日前3か月以内に発行されたものに限りま<br>す              |
| <input type="checkbox"/> | 顔写真付きの本人確認書類                   | 運転免許証、個人番号カード、パスポートなど<br>※ 詳細は6ページをご確認ください |
| <input type="checkbox"/> | 証明書(第2号様式)・証明カード(第<br>3号様式)    | 発行済のもの各2部                                  |

# 届出の無効

次のいずれかに該当する場合、届出を無効とします。無効となった場合、証明書や証明カードは返還してください。

- 偽りその他不正な手段により、証明書や証明カードを受けたとき
- 証明書や証明カードを不正に利用したとき
- 本市が規定する要件を満たさなくなったと認められるとき  
※ 3ページ参照

なお、必要があると認められる場合は、無効となった証明書等の交付番号を市ホームページで公表します。

# 協定や連携を締結している自治体間で 転入・転居するとき

本市と協定や連携を締結している自治体間で転入・転出する場合、手続きが一部省略できる場合があります。なお、連携している自治体については、市ホームページでご確認ください。

## 1. 本市から転出する場合

証明書・証明カードの返還は必要ありません。  
転出先の自治体によって継続申告の手続きは異なりますので、各自治体のホームページ等をご確認ください。

## 2. 本市へ転入する場合

1

### 届出日の予約 月～金曜日の午前9時～午後5時(祝日・年末年始除く)

届出希望日の原則7日前までに(土曜日・日曜日・祝日及び年末年始を除く)、電話またはメールで、男女共同参画センターへ連絡してください。

● 電話 047(485)7088

● メール danjo@city.yachiyo.chiba.jp

件名に「パートナーシップ転入手続き」、本文に希望日時(第3希望まで記載)・申請をするお二人の住所・氏名・連絡が取れる電話番号を記入してください。

2

### 継続届出書の提出

予約した日時に、必要書類を持って、届出者お二人で、男女共同参画センターへお越しください。届出時に本人確認を行い、必要書類及び届出要件を満たしているかなどの確認を行います。

※ 代理人による申請はできません

## 証明書・証明カードの交付

1週間程度、お時間をいただきます。郵送ご希望の場合はレターパックや角2封筒(切手貼付)等をお持ちください。

### ● 転入前に届出する場合

届出の際には、転入確認受付票をお渡ししますので、転入した日から14日以内に転入した人の住民票を提出してください。転入を確認した後、証明書等を交付します。

### ● 留意事項

- ① 継続届出の予約をいただいた後、八千代市から転入前の自治体に届出があったことを連絡します。
- ② 継続手続完了後の証明書・証明カードの再交付・返還等については、八千代市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の取り扱いに則って行います。

## 【必要書類】

| ✓                        | 必要な書類                             | 備 考                                                                                                    |
|--------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | パートナーシップ・ファミリーシップ継続届出書(第8号様式)     | 八千代市ホームページからダウンロードできます。男女共同参画センターの窓口でも配布しています                                                          |
| <input type="checkbox"/> | 転入元の自治体で交付された全員分の「パートナーシップ届出証明書」等 | 本市から転入元の自治体へ返還します                                                                                      |
| <input type="checkbox"/> | 住民票等現住所を確認できるもの                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 届出に記載する全員分</li> <li>● 住民票等は届出日前の3か月以内に発行されたものに限りです</li> </ul> |
| <input type="checkbox"/> | 顔写真付きの本人確認書類                      | 運転免許証, 個人番号カード, パスポート等<br>※ 詳細は6ページをご確認ください                                                            |
| <input type="checkbox"/> | 転入確認受付票<br>※ 転入予定者として, 市が渡した人のみ   | 届出をした際に, お渡ししたもの                                                                                       |

# 【 Q&A 】

|                                                        |                                                                                                                                |
|--------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>Q1</b><br>制度利用に費用はかかりますか。                           | <b>A1</b><br>制度の利用や証明書・証明カードの交付には、費用はかかりません。届出の際に提出する住民票等の必要書類の交付手数料等は自己負担になります。                                               |
| <b>Q2</b><br>八千代市に住んでいなくても届出はできますか。                    | <b>A2</b><br>お二人またはどちらかが、届出をしようとする日から3か月以内に八千代市に転入する予定であれば届出できます。                                                              |
| <b>Q3</b><br>同居していなくても届出することはできますか。                    | <b>A3</b><br>同居していなくても届出できます。単身赴任を始めとする、パートナーとの遠距離生活など様々な生活スタイルがあります。そのため、同居を必須条件にしていますが、少なくともどちらか一方が本市に住民票を置く必要があります。         |
| <b>Q4</b><br>プライバシーは守られますか。                            | <b>A4</b><br>各種手続きの際は、個室をご用意します。届出する人の本人確認のため、身分証明書の提示を徹底します。                                                                  |
| <b>Q5</b><br>届出できるのは同性カップルだけですか。                       | <b>A5</b><br>同性カップルに限定していませんので、異性間の事実婚等の場合も、要件を満たしていれば届出することができます。ただし、お二人に婚姻に準じた意志があることが必要です。                                  |
| <b>Q6</b><br>外国籍の場合も届出できますか。                           | <b>A6</b><br>外国籍の人も届出を行うことができます。外国籍の人の場合は、届出に必要な書類として、大使館または領事館が発行する婚姻要件具備証明書(届出日前3か月以内に発行されたもの)等の独身を証明できる書類に日本語訳を添えて提出してください。 |
| <b>Q7</b><br>自署できない場合は、代筆してもらうことはできますか。                | <b>A7</b><br>届出書に自署することができない場合は、代筆が可能です。                                                                                       |
| <b>Q8</b><br>郵送で届出することはできますか。また、証明カードを郵送してもらうことはできますか。 | <b>A8</b><br>郵送での届出はできませんが、証明書・証明カードの郵送は可能です。                                                                                  |
| <b>Q9</b><br>平日以外の希望する日や時間に届出できますか。                    | <b>A9</b><br>届出は、平日(祝日・年末年始除く)の午前9時から午後5時までです。                                                                                 |



# 【 Q&A 】

|                                                          |                                                                                                                                                                    |
|----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>Q10</b><br/>証明書や証明カードはすぐにもらえますか。</p>               | <p><b>A10</b><br/>要件確認や証明書等の作成に時間を要するため即日交付はできません。ご了承ください。</p>                                                                                                     |
| <p><b>Q11</b><br/>市外に転出するときはどうすればいいですか。</p>              | <p><b>A11</b><br/>お二人とも八千代市民でなくなる場合は、返還届を出して、証明書・証明カードを返還してください。また、どちらかが八千代市から転出する場合は、記載事項変更の手続きをしてください。県内外で同じ制度を導入し連携している自治体へ転出する場合は、転出先の自治体のホームページ等でご確認ください。</p> |
| <p><b>Q12</b><br/>証明書や証明カードに有効期限はありますか。</p>              | <p><b>A12</b><br/>証明書や証明カードに有効期限はありません。</p>                                                                                                                        |
| <p><b>Q13</b><br/>パートナーシップ関係になくてもファミリーシップの届出はできますか。</p>  | <p><b>A13</b><br/>できません。パートナーシップ関係にある人のお子さんについて届出ができます。</p>                                                                                                        |
| <p><b>Q14</b><br/>届出をすることでどのようなサービスが受けられますか。</p>         | <p><b>A14</b><br/>八千代市の一部の手续やサービスに対して、届出をした人が利用可能になるものや手续が円滑に行われるものがあります。また、民間事業者の中にも、一定の要件を満たしていれば証明書等を提示することで受けられるサービスに対応している事業者があります。サービスは、市ホームページに掲載しています。</p> |
| <p><b>Q15</b><br/>パートナーシップ・ファミリーシップ制度と婚姻制度はどう違うのですか。</p> | <p><b>A15</b><br/>婚姻は法律に基づき行われるもので、相続など財産上の権利や扶養義務など、法律上の権利や義務が発生します。一方、本市が行うパートナーシップ・ファミリーシップ制度は、市が独自に実施するもので、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありません。</p>                     |
| <p><b>Q16</b><br/>法的効力がないのに、なぜ制度の導入をするのですか。</p>          | <p><b>A16</b><br/>この制度は、お二人がパートナーシップの関係を形成することを尊重するものです。制度の導入をきっかけとして、様々な事情から婚姻に至らない関係にある人々たちへの社会的理解が進み、パートナーシップを尊重する取組が広がっていくことを期待し、導入することとしました。</p>              |
| <p><b>Q17</b><br/>パートナーと法的な関係を築くにはどのような方法がありますか。</p>     | <p><b>A17</b><br/>婚姻に類似した法的関係性を築く手続として、公正証書により任意後見契約、合意契約等を結ぶ方法があります。</p>                                                                                          |

## 【 Q&A 】

### Q18

なぜ、転入予定でも届出できるのですか。

### A18

八千代市へ転入し、パートナーと共同生活することを予定している人が、住居等の準備を整えるために必要な場合が想定されるためです。

### Q19

千葉県内で都市間連携をしている自治体から、八千代市へ引っ越しする予定ですが、転入前でも継続の届出はできますか。

### A19

転入前でも継続の届出はできますが、証明書・証明カードは転入確認後に交付します。届出の際、転入確認受付票をお渡ししますので、転入した日から14日以内に住民票を提出してください。

### Q20

なりすましや偽造等の悪用をされることはないでしょうか。

### A20

届出の際には、独身であることを証明する書類(戸籍謄本等)の提出と本人確認のための身分証明書を提示していただくことで、なりすまし等を防止します。また、届出の要件に該当しないことが判明した場合には、届出を無効にして証明書・証明カードを返還してもらいます。なお、必要があると認められる場合は、無効となった証明書等の交付番号を市ホームページで公表します。





# 八千代市 パートナーシップ・ファミリーシップ 届出制度 ガイドブック

令和7年4月発行

八千代市企画部企画経営課男女共同参画センター  
〒276-0033

八千代市八千代台南1-11-6(八千代台東南公共センター4階)

電話 047(485)7088

FAX 047(485)7398

E-mail [danjo@city.yachiyo.chiba.jp](mailto:danjo@city.yachiyo.chiba.jp)

